

3月定例会

平成25年度 各会計予算を可決

平成25年3月横芝光町議会定例会は、3月4日に招集され、3月15日までの12日間を会期として開催されました。

今定例会に提出された議案は、議長提出1議案（議会改革特別委員会設置）、議員提出1議案、町長提出27議案と報告1件で、議員提出1議案を除く、28議案を可決・同意しました。

また、議員5名による一般質問、農業委員の推薦を行い、3月15日に閉会しました。

町長提出議案

議案第1号

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

（可決・全会一致）

近年の景気低迷による所得の減少及び医療給付費の増加により、国保会計の歳入に不足が見込まれることから、健全な国保財政運営を維持していくため、国保被保険者の負担緩和措置を図りつつ国保税率を改正することにについて、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

議案第2号

横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例及び横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

（可決・全会一致）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布されたことにより、障害

町長提出議案

者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

改正され、平成25年4月1日及び平成26年4月1日から施行されることに伴い、引用している法律名称及び

条項を改正する必要が生じたことから、横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例及び横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正するものです。

議案第3号

横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

（可決・全会一致）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで省令により定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を条例で規定することとされたことから、地域の実情に応じたサービスの充実を図るため、横芝光町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものです。

議案第4号

横芝光町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

（可決・全会一致）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで省令により定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で規定することとされたことから、地域の実情に応じたサービスの充実を図るため、横芝光町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものです。

平成25年度会計別予算額

(別表1)

会計の名称		平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
一 般 会 計		99億5,000万円	97億2,600万円	2億2,400万円	2.3
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	36億5,000万円	34億3,400万円	2億1,600万円	6.3
	後 期 高 齢 者 医 療	2億1,700万円	2億2,600万円	△900万円	△4.0
	介 護 保 険	21億2,600万円	20億400万円	1億2,200万円	6.1
	農 業 集 落 排 水 事 業	5,500万円	5,550万円	△50万円	△0.9
	東 陽 食 肉 セ ン タ ー	2億6,390万円	2億660万円	5,730万円	27.7
	病 院 事 業	収益的支出	12億1,977万円	12億3,370万円	△1,393万円
資本的支出		2億3,094万円	1億7,372万円	5,722万円	32.9
合 計		177億1,261万円	170億5,952万円	6億5,309万円	3.8

平成24年度 一般会計・特別会計補正予算

(別表2)

会計の名称		今回の補正額	補正後の額
一 般 会 計		△2,550万9千円	106億1,917万2千円
国民健康保険特別会計		381万9千円	36億5,779万1千円
後期高齢者医療特別会計		△631万5千円	2億1,923万8千円
介護保険特別会計		△7,573万4千円	19億6,470万円
農業集落排水事業特別会計		98万8千円	5,648万8千円
東陽食肉センター特別会計		3,336万7千円	2億4,343万2千円
病 院 事 業 会 計	収益的収支予算	収入	5,425万3千円
		支出	-
	資本的収支予算	収入	262万4千円
		支出	-

議案第5号
横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について(可決・全会一致)

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されたことに伴い、新型インフルエンザ等が発生した場合、国の緊急事態宣言以降に対策本部を設置し、適切な措置を講ずるため、横芝光町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものです。

議案第6号
横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について(可決・全会一致)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正され、これまで政令により定められていた公営住宅の入居収入基準を条例で規定することとされたことから、横芝光町営住宅条例の一部を改正するものです。

議案第7号
横芝光町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について(可決・全会一致)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正され、これまで省令により定められていた公営住宅等の整備基準を条例で規定することとされたことから、横芝光町営住宅等の整備基準を定める条例を制定する



ものです。

議案第8号
横芝光町が管理する町道の
構造の技術的基準を定める
条例の制定について

(可決・全会一致)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部が改正され、これまで政令により定められていた市町村道の構造の技術的基準を条例で規定することとされたことから、横芝光町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定するものです。

議案第9号
横芝光町が管理する町道に
設ける案内標識等の寸法を
定める条例の制定について

(可決・全会一致)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部が改正され、これまで府・省令により定められていた市町村道

に設ける案内標識等の寸法を条例で規定することとされたことから、横芝光町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を制定するものです。

議案第10号
町道路線の認定及び廃止に
ついて (可決・全会一致)

山武市道路台帳整備による山武市道の認定見直しに伴い、山武市と隣接する町道の起終点を調整したところ、町道路線の認定及び廃止をする必要が生じたため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第11号
指定管理者の指定について
(横芝光町老人憩の家)

(可決・全会一致)

横芝光町老人憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第12号

指定管理者の指定について
(横芝光町地域活動支援センター) (可決・全会一致)

横芝光町地域活動支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第13号

平成24年度横芝光町一般会計補正予算(第5号)について (可決・全会一致)

議案第14号
平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について (可決・全会一致)

議案第15号

平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について (可決・全会一致)

議案第16号

平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第3号)について (可決・全会一致)

議案第17号

平成24年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

(可決・全会一致)

議案第18号
平成24年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算(第3号)について (可決・全会一致)

議案第19号
平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算(第2号)について (可決・全会一致)

議案第13号から議案第19号までの各会計補正予算については別表2のとおり。

議案第20号

平成25年度横芝光町一般会計予算について (可決・全会一致)

議案第21号

平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について (可決・全会一致)

議案第22号

平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について (可決・全会一致)

議案第23号
平成25年度横芝光町介護保
険特別会計予算について
(可決・全会一致)

議案第24号

平成25年度横芝光町農業集
落排水事業特別会計予算に
ついて (可決・全会一致)

議案第25号

平成25年度横芝光町宮東陽
食肉センター特別会計予算
について
(可決・全会一致)

議案第26号

平成25年度横芝光町病院事
業会計予算について
(可決・全会一致)

議案第20号から議案第26
号までの平成25年度各会計
予算については別表1のと
おり

議案第27号

横芝光町副町長の選任につ
いて (同意・全会一致)

横芝光町副町長の選任に
ついて、地方自治法の規定
により、議会の同意を求め
るものです。

久本 修 (千葉市)

(敬称略)

報告第1号

専決処分報告について

(和解)

旧横芝中学校用地として、
昭和34年に売買契約を締結
し、代金を支払い、合併前
の横芝町が取得した用地4
筆について、旧横芝中学校
用地として使用していたが、
所有権移転登記がなされて
いなかったため、所有権移
転登記について、横芝光町
が提起した所有権移転登記
請求事件に関し、和解をす
ることについて、地方自治
法の規定により専決処分し
たので、議会に報告するも
のです。

議員提出議案

発議第1号

越川輝男議員の議員辞職勸
告決議について (否決)

越川輝男議員は道路交通
法違反(無免許)にて山武
警察に取り締まりを受けま
した。
公職である町会議員とし

議会改革特別委員会を設置

昨年1月に設置した議会活性化検討委員会では、議会運営や議会の構造、議会活動の改善などについて、約1年にわたり協議してきました。実施決定項目等の最終報告を受け、横芝光町議会の議員定数、議員報酬、政務活動費、会派制の導入等議会改革に関する検討を目的として、委員9名からなる議会改革特別委員会を設置しました。この特別委員会は、平成26年3月31日までを期間として、閉会中も調査を行うこととなります。

委員長	川島 透	野村 和好
副委員長	山崎 貞一	森川 忠
委員	若梅 喜作	杉森 幹男
	五木田平和	鈴木 和彦
	浅野 孝男	

横芝光町農業委員会 委員に4名を推薦

議会が推薦する農業委員に、次の方々を推薦
しました。

市原睦子 (鳥喰下)
櫻井信芳 (両国新田)
関口洋子 (篠本)
越川 一 (目篠)

(敬称略)

賛否が分かれた否決議案

議員名	議決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		鈴木和彦	齋藤順一	浅野孝男	杉森幹男	森川 忠	五木田平和	川島 仁	若梅喜作	川島富士子	鈴木克征	野村和好	山崎貞一	伊藤罔樹	川島 透	鈴木唯夫	八角健一	川島勝美	越川輝男
議案等名	原案否決	○	○	○	○	○	●	●	●	○	-	●	○	●	●	●	●	●	△

○は賛成 ●は反対 △は退席 -は議長